

自助・共助・公助の考え方

●自助（地域福祉を推進する担い手）

「自助」とは「自分の意思で、できることを、できる範囲で行う」こと（＝自律）であり、必ずしも「人の助けを借りずに、身の回りのことを自分で行う」こと（＝自立）ではありません。「できること」とは、心身の状態や家庭の状況等により、一人ひとりで異なります。

例えば、日頃から隣近所にあいさつをして、お互いに声を掛けやすくする関係を作っておくことや、困ったときに自分の意思で助けを求め、必要とする支援を受けること、お互いに支え合いながら生活していくことも立派な自助といえます。

また、日常生活を送るうえでは、心身の健康を保つことも重要です。地域福祉を推進する担い手として一人ひとりが「できること」から始めて、少しずつ人や地域とつながっていきましょう。

●共助（地域福祉を推進するつながり）

「共助」とは、「地域の一人ひとりがそれぞれ自分にできることを行いながら、支え合い・助け合う」ことです。支え合いの担い手は地域の住民だけでなく、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体、NPO、民生委員・児童委員、行政等、多様な主体が存在しており、それぞれできること・得意とすることが異なります。地域の様々な課題を解決し、地域を良くしていくためには、地域の皆さんがそれぞれ自分にできることを行いながら相互に連携・協力し助け合っていくことが不可欠です。

そのためには、日頃からつながりを持ち、顔の見える関係を構築していくことが重要です。人と人とのつながりが地域のセーフティネットとなり、誰もが役割と生きがいを持って活躍できる地域共生社会実現の基盤となります。地域のつながりを強め、一人ひとりができることを行い地域のチカラを高めていきましょう。

●公助（地域福祉を推進するまちづくり）

「公助」とは、「地域福祉を推進するため行政が自らできることに取り組む」ことです。市は制度的に位置づけられた公的な福祉サービスの担い手という役割だけでなく、市民や福祉団体等と協働して必要な支援を行うとともに、地域住民のニーズを把握し、地域福祉施策を総合的に推進して、「自助」や「共助」の取組みが活発になるよう働き掛けていく役割も担っています。

そのため、住民の地域福祉活動への参加を促進するとともに、専門的な福祉人材や地域活動の中心的な役割が期待される人材の発掘や育成を通じて、地域福祉の担い手の確保に取り組んでいきます。

第5節 第4期計画のふりかえり

第4期計画（令和4年度から令和8年度）の概要

第1期、第2期計画では、「誰もが尊重され、安心して生まれ育ち いきいきと暮せるまち 流山」を基本理念として掲げ、連帯・協働による地域内のパートナーシップ、ネットワークの構築を進めてきましたが、第3期、第4期計画では新たに「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ～みんながずっと住みたいまち ながれやま～」を基本理念とし、「自助（じじょ）」、「共助（きょうじょ）」、「公助（こうじょ）」という考え方のもと、地域に関わるすべての人が活動に参加しやすい環境づくりと地域のチカラの底上げに取り組んできました。

基本理念	できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ ～みんながずっと住みたいまち ながれやま～
施策の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・自助：地域福祉を推進する担い手 ・共助：地域福祉を推進するつながり ・公助：地域福祉を推進するまちづくり

第4期計画の取組み

第4期計画では、主に以下の取組みを行いました。

- 広報やホームページのほか、安心メール（令和6年度末まで）やX（旧Twitter）、流山市LINE公式アカウント等、様々なメディアの活用も検討しながら、福祉サービスやイベント、講座等の情報について、アクセスや利用の容易さに配慮した提供に努めました。
- 認知症VR体験会をはじめとした各種講座・講演会の開催や、市内小中学校における高齢者や障害者との交流を通じて、福祉に関する意識の普及啓発や学習機会の充実を図りました。
- 健康講座、筋力アップ教室等の開催を通じて健康づくり・介護予防を推進しました。
- 介護福祉士や看護師等を目指す人に対する修学資金貸付や介護職員研修費助成、各種ボランティア等の養成講座・研修会の開催を通じて、専門的な福祉人材やボランティア等の地域福祉の担い手確保に努めました。

- 市民活動団体やNPO*等の様々な地域活動団体への支援を通じて、地域活動の活性化や地域交流の充実を図りました。
- 民生委員・児童委員*や社会福祉協議会、自治会、NPO、民間事業者等の地域で活動する個人や団体と連携し、地域課題の早期発見・早期解決に努めました。
- 在宅医療・介護、虐待、行方不明高齢者、成年後見、障害者自立支援、生活困窮者、ボランティア等の様々な分野において、関係機関のネットワーク及び連携体制の強化を図りました。
- 自らの意思が尊重され、家族の負担が軽減されるためにも、人生の最終段階における医療やケアについて、本人・家族・医療や介護の専門職が事前に話し合っておくプロセスとして、人生会議*（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を推進しました。
- 新たに生きづらさ包括支援事業（重層的支援体制整備事業）の開始、よりそいサポートセンター、こども家庭センターの開設、要配慮児童保育コンシェルジュの配置等により、多機関が連携した包括的な相談支援体制の充実を図りました。
- 地域支え合い活動、地区社協によるセーフティネット活動、ファミリー・サポート・センター*、介護予防・生活支援サービス等の住民相互の支え合い活動の推進に努めました。
- 地域支え合い活動を基盤として、医療的ケア児・者、要介護者や障害をお持ちの方を中心に個別避難計画の作成を推進したほか、災害時に備えた福祉専門職との協定や地域BCPの策定等、福祉と防災の連携を推進しました。

第5期計画に引き継がれる課題

第4期計画から以下の課題を引き継ぎ、第5期計画でも引き続き取組みを進めていきます。

- 市民や地域で活動する各種団体等への情報提供にあたっては、視覚的、聴覚的、言語的なアクセスや利用の容易さに配慮し、必要とする人・団体に情報が行きわたるよう、様々な媒体・経路を通じて発信していきます。
- 地域共生社会の実現へ向けた意識の醸成のため、人権や福祉に関する普及啓発や学習機会を市民へ提供していきます。
- 生涯を通じた生活における質の充実と医療費や介護給付費の増大を抑制するため、健康づくり・介護予防を推進し健康寿命の延伸を図っていきます。

※ 本文中の*印が付いている用語については、「用語集」に説明があります。

- 担い手の不足や高齢化、ニーズの多様化に対応するため、専門的な福祉人材やボランティア等の地域福祉の多様な担い手の確保や充実に努めます。
- 地域課題の早期発見・早期解決のため、地域で活動する様々な個人・団体との連携強化を推進していきます。
- 地域住民による支え合いと公的支援が連動し、生活上の困難を抱える住民を地域丸ごと支える地域づくりに努めます。
- 年齢や健康状態に関わらず、早い段階から少しずつ考え話し合っておくことが重要であることから、人生会議*や救急情報カード、地域支え合い活動について更なる普及啓発を図っていきます。
- 住民相互の支え合い活動を支援し、住民が主体となった共に支え合う地域づくりを促進します。
- 増え続ける多様な相談やニーズに対応するため、生きづらさ包括支援事業（重層的支援体制整備事業）等を通じて、様々な分野における相談支援体制と各種福祉サービス等の充実と相互の連携を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。
- 地域に属性や年齢を超えた多様なつながりや交流の場が生まれるよう地域交流を活性化します。
- 個別避難計画など、避難行動要支援者への個別支援だけでなく、災害時に医療・福祉サービスの提供体制を地域全体で確保するため、医療・福祉事業者との連携を推進していきます。

※ 本文中の*印が付いている用語については、「用語集」に説明があります。

第6節 第5期地域福祉計画の基本理念・施策の方針

第5期計画では、第4期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、市民アンケート調査結果などを踏まえ、第4期計画の基本理念「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ ～みんながずっと住みたいまち ながれやま～」を継承し、人と人がつながり、支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指します。

基本理念

できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ
～みんながずっと住みたいまち ながれやま～

基本理念の考え方

社会の情報化、デジタル化がどれだけ進んでも、人は生きている限り、少なくとも物理的、物質的に他者との関わりが必要となります。どのような場面で、どのくらいの関わりを必要とするかは一人ひとり異なりますが、他者との関わりを全く得ずに生活している人はほとんどいません。地域のチカラを高め、人と人、人と地域のつながりを作り出すことは、人が他者との関わりを得て、安心して生活し続けるために大切な要素となります。

地域のチカラを高めるためには、地域に住む皆が、自分の意思で、個々の心身の状態や家庭状況等に応じて「できること」から始め、より多くの方に行動してもらうことが何より必要です。

地域の住民やあらゆる主体が身近な活動に「自分ごと」として参加し、行政をはじめとした様々な関係機関とつながり、地域の支え合い機能を強化することで、個々のチカラだけでは解決が難しい課題であっても、解決の可能性が大きく広がります。また、地域の住民一人ひとりが、役割を持ち自分らしく活躍できるようになれば、生きがいを持っていきいきと暮らせるようになり、地域社会が活性化していきます。

流山市が、すべての住民にとって「ずっと住みたいまち」になるよう、地域のみんで「できることから始めて」いきましょう。

第2節 第5期に向けたニーズ・課題

第4期地域福祉計画での取組み、これまでに策定した各種計画、今回行った市民アンケートの結果等から、第5期地域福祉計画の策定に向けた主なニーズ・課題を整理します。

(1) 高齢者に関するニーズ・課題

高齢者がその心身の状態を少しでも長く持続するためには、健康づくりや介護予防活動の推進が必要です。また、地域活動への参加意欲が高い高齢者が多いため、地域活動に参加しやすい環境づくりが求められています。

今はまだ健康であっても、将来の不安を解消しておくことも安心した生活には重要です。介護が必要となったときに、在宅での生活を希望する高齢者も多いため、多様なニーズに応えられるよう、介護サービスや高齢者施設をはじめとした幅広い生活支援サービスを充実するとともに、相談支援や成年後見等の権利擁護の体制を強化し、住み慣れた地域で安心して生活を続けられる環境の確保が求められています。更に、高齢者の増加に比例して、認知機能の低下がある方が増え続けていくことから認知症の高齢者とその家族が暮らしやすい地域づくりを行うために、新しい認知症観への理解を深めるための普及啓発や、介護者への支援、認知症バリアフリーの充実、成年後見等による権利擁護の推進が求められています。

また、元気で健康なうちに、身体機能や認知機能の低下、健康状態の悪化により、自らの意思で生活を営むことが難しくなったときや亡くなったときに備えておくことで、将来の不安が軽減されます。早くから、将来の生活や医療・介護のあり方、亡くなった後の葬儀・相続等について準備を進め、安心感を持って過ごせるよう、人生会議^{*}や終活に関する意識の普及啓発や相談支援体制の整備等を進める必要があります。

(2) こども・子育てに関するニーズ・課題

共働き世帯の増加により、保育サービスや学童クラブの需要は依然として増加傾向にあります。また、勤務時間や勤務形態の多様化に伴い、求められるニーズも多様化しています。

少子化や核家族化が進行し、地域のつながりが希薄化する中で、子育てに関して孤立し、悩みや不安を抱えたまま相談する相手のいない親が増加しており、子育てに関する

※ 本文中の*印が付いている用語については、「用語集」に説明があります。

1-2-(1) 地域福祉活動への参加

現状・課題

地域での福祉活動では、担い手の固定化や高齢化、若い世代への活動の広がり不足などの課題が挙げられ、活動を担う人材の発掘・育成への取組みが大きな課題となっています。

高齢者や障害者、子育て世代などの誰もが、これまでの知識や経験を活かして、気軽に地域福祉活動に参加できるよう、一人ひとりが自分のことから活動に関わっていけるような工夫や個々の状況に応じたきっかけづくりが大切です。

年齢や性別、障害の有無などに関わらず、誰もが地域の一員として、自分らしく活躍することができるような地域づくりを進めていく必要があります。

方向性

高齢者、障害者、子どもなど、誰もが地域で安心して安全に生活するためには、緩やかな見守りがあり、ふとしたときに悩みを口にできるような雰囲気、環境づくりが大切です。

地域福祉活動に貢献されている民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会*、自治会などの方々に加え、子どもから高齢者までより多くの市民が地域福祉に関係を持ち、自分のことから活動に携わることにより、地域の雰囲気、環境づくりの一助となっただけのような取組みを推進します。

今後ますます多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するため、定年退職後の世代、子育てや介護経験のある人材など、地域福祉に関わることのできる幅広い人材の発掘や育成を検討していきます。

また、地域福祉活動を活性化していくためには、活動の核となるリーダーやキーパーソンなど、地域活動に対する高い意識を持ち、積極的に活動する人材が必要不可欠です。地域での主体的な活動が継続していけるよう、積極的に活動に参加する人材の確保や育成を推進していきます。

※ 本文中の*印が付いている用語については、「用語集」に説明があります。

2-1-(3) 社会福祉協議会との連携

現状・課題

社会福祉協議会は、社会福祉法109条に基づき地域福祉活動の推進を図ることを目的とする社会福祉法人で、地域の方々、概ね小学校区単位で活動している住民の自主組織である地区社会福祉協議会*、民生委員・児童委員、社会福祉関係者やボランティア等、地域の関係機関との協働により、主たる「地域福祉の推進役」として重要な役割を担っています。

福祉ニーズが増大し多様化するなか、地域の課題を解決していくためには、市と社会福祉協議会がこれまで以上に緊密な協働・連携を図り、強固なパートナーシップのもと、地域の各福祉関係機関の協力を得ながら地域福祉の推進に取り組んでいく必要があります。

特に、大規模な地震や豪雨による水害など、近年多発する災害の際は、被災した住民の復旧・復興に向けたボランティア活動を支援する「災害ボランティアセンター」を社会福祉協議会が設置し、運営することが多いことから、本市においても、流山市地域防災計画との連携のもと、流山市社会福祉協議会が「災害ボランティアセンター」の設置・運営を行えるよう、平常時からボランティア育成や体制づくりを進め、地域ぐるみで助け合う意識を醸成する必要があります。

方向性

流山市社会福祉協議会は本市の地域福祉の中心的役割を担っており、福祉活動の活動拠点である流山市地域福祉センターの指定管理者でもあることから、相互に連携しながら地域福祉の推進を進めていきます。

また、市と社会福祉協議会が協働・連携し、本市の地域福祉活動の重要な担い手である民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会*や老人クラブ等の活動を支援し、地域ぐるみで助け合う意識の醸成や市民の地域福祉活動への参加を推進していきます。

大規模災害発生時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、多くのボランティアの協力を得ながら復旧・復興の支援を円滑に行えるよう、流山市地域防災計画と連携して平常時からボランティア育成や運営体制づくりを進め、災害対策の充実と市民の災害支援意識の醸成を図ります。

本地域福祉計画の策定にあたっては、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合を図り、相互に連携しながら計画に基づく施策の実現を目指していきます。

※ 本文中の*印が付いている用語については、「用語集」に説明があります。

2-2-(2) 地域支え合い活動の活性化

現状・課題

一人暮らし高齢者、要介護認定や障害等級をお持ちの方など、日常生活のなかで支援を必要とする人の増加や、地域の中での孤立が懸念されるなど、身近な地域における支え合い・助け合い体制の充実が一層求められています。

また、地域の住民が抱える多様な生活課題を早期に発見し対応していくためには、より細かいところに配慮ができる地域のサポートが大きな役割を果たしています。地域住民などによる主体的な地域活動を推進するとともに、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、NPOとの連携を促進することにより「地域のチカラ」を高め、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めていくことが必要です。

方向性

地域の身近な課題を地域の住民が自ら発見し地域で共有していくためには、近所付き合いのなかで助け合う、住民が主体となって共に支え合う地域づくりが重要になります。災害などの緊急時においても支援が十分に展開されるためには、身近な地域でできるだけ多くの人がお互いに顔見知りになれるよう、顔の見える関係づくりを進めていくことが大切です。

そのためには、日常的な声かけや見守り、話し相手など、日ごろからの支え合いや助け合い活動を通じた関係づくりが重要です。また、誰もが気軽に立ち寄り交流できる場を通じたつながりづくりや地域交流も進めていく必要があります。

災害や安否確認等の緊急時に対応できる地域づくりを進めるため、地域の関係機関（自治会等、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、流山市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、流山警察署、流山市消防本部・消防署・消防団、障害者相談支援事業委託事業所）との連携を推進し、高齢者、障害者など支援を必要とする方を地域ぐるみで支え合い・見守るネットワークづくりを進めていきます。

地域支えあい活動対象者名簿登載の要件
① <u>75歳以上のみの世帯に属する方</u> で、名簿登載に対して不同意の申出がない方 【逆手上げ方式】
② <u>身体障害者手帳1・2級、療育手帳^ア・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護3以上の方</u> で、名簿登載に同意の申出があった方【同意方式】
③ <u>その他支援を必要とする方</u> で、名簿登載の申出があった方【手上げ方式】

3-1-(1) 情報提供体制の充実

現状・課題

地域福祉を推進するためには、団体・事業者を含めたすべての市民が、福祉に関する情報を必要に応じて得られることが重要です。しかしその一方で、必要な情報が十分得られないことも考えられ、誰もが必要な情報を入手しやすくなるよう、多様な方法による情報発信を行うことが求められています。

そのためには、既存の広報紙やホームページ、SNS等の多様な媒体による情報発信を推進することに加え、地域の様々な個人や団体等のネットワークを通じた情報提供体制を構築することも求められます。

また、情報のバリアフリー化を目指して、視覚的、聴覚的、言語的に情報のアクセスや利用が容易となる環境の整備が必要です。

方向性

高齢者や障害者、子育て世代はもとより、今後福祉サービスを利用することが見込まれる方にも配慮し、多様な方法による情報発信を行うよう取り組んでいくとともに、対象者に応じたわかりやすいチラシやハンドブック等を作成し、効率的に情報を得られるよう工夫していきます。

様々な事業や施設、福祉サービスに関する情報が、視覚的、聴覚的、言語的に配慮した形で提供され、必要とする人に届き、適切な利用につながるよう、庁内での情報交換・情報共有を進めていきます。

また、民生委員・児童委員や自治会をはじめとした地域で活動する様々な個人・団体への情報提供を推進し、誰もが身近な地域で情報が得られる環境整備に努めます。

3-1-(2) 包括的な相談支援体制の推進

現状・課題

ひきこもり、8050問題、育児と介護のダブルケアなど、地域住民が抱える課題は多様化・複雑化し、分野横断的なものが増えてきています。こうした分野を超えた複合的な課題を抱える人や世帯に対しては、分野別・年齢別の制度ごとの支援に留まらず、当事者が抱えている課題やニーズを丸ごと受け止め、解決を図っていく包括的な相談支援体制を推進し、対応していくことが求められます。

地域には、どこに相談すればいいのか分からない、自らSOSを発信できない、地域の中で孤立している、支援を拒否する等の理由で必要な支援が届いていない人がいます。このような人たちを早期に発見し、課題が深刻化する前に支援とつなげていくことが必要です。

また、相談支援を行っていくうえでは、当事者が抱えている具体的な課題の解決を目指すとともに、当事者とつながり続けながら支援を継続する伴走型支援や、社会とのつながりが希薄な当事者への社会参加支援といった視点を持つことも重要です。

方向性

分野横断的な生活課題や支援ニーズに対応できる包括的な相談支援体制の推進に向けて、庁内関係部局の連携体制の強化を一層進めるとともに、様々な分野の相談支援機関や専門機関同士の多職種・多機関連携を推進していきます。

必要な支援が届いていない人を早期に発見していくためには、相談支援において、「待つ相談」だけでなく、「出向く相談（アウトリーチ）」を積極的に行っていくとともに、地域の様々な関係者や関係機関等を通じて、支援を必要とする人の情報を把握していくことが重要です。

ひきこもりをはじめとした、社会的な孤立状態にある人については、対人関係や将来への不安、自己表現の困難さ、自己否定感等を抱えている場合も少なくないため、相談支援にあたっては、当事者の状況や心情を理解し、丁寧に寄り添っていくことが重要です。また、段階的に社会とのつながりの回復や社会活動への参加を支援していくことも重要です。地域に存在する様々な資源を活かしながら、本人のニーズに合った活動や参加の場につなげ、当事者が意欲や希望、生きがいを取り戻せるよう支援していきます。

市の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひきこもりに関する相談については、生活困窮者自立相談支援機関*1、障害者相談支援事業所*2、よりそいサポートセンター*3が受け止め、必要に応じて関係機関と連携するとともに、今後のニーズの増加に伴い相談機能や連携の強化を図っていきます。 ○ 8050問題に関する相談については、地域の各相談窓口において受け止め、必要に応じて関係機関と連携して対応します。 ○ 育児と介護のダブルケアに関する相談についてはこども家庭センター*4及び高齢者なんでも相談室*5が連携して対応します。
-----------	---

*1 市内の自立相談支援機関の連絡先は下記のとおりです。

※くらしサポートセンターユースネット (電話：04-7197-5690 FAX：04-7197-5691)

*2 市内の障害者相談支援事業所の連絡先は下記のとおりです。

※西深井地域生活支援センターすみれ (電話：04-7154-6202) 主に北部地域、中部地域の一部

相談支援センターまほろば (電話：04-7196-7803) 主に東部地域、中部地域の一部

相談支援事業所PHARE (電話：04-7136-2933) 主に南部地域、中部地域の一部

*3 よりそいサポートセンターの連絡先は下記のとおりです。

※よりそいサポートセンター (電話：04-7157-2625)

*4 市内のこども家庭センターの連絡先は下記のとおりです。

※こども・女性相談担当(市役所内) (電話：04-7158-4144 FAX：04-7158-6696)

母子保健担当(保健センター内) (電話：04-7170-0111 FAX：04-7156-5656)

南流山センター内子育てなんでも相談室 (電話：04-7158-7766)

*5 市内の各高齢者なんでも相談室の連絡先はp34に掲載しています。

3-1-(4) 福祉サービスによる支援

高齢者への支援

方向性	主なサービス・事業例
○地域包括ケアシステムの推進による住み慣れた地域での自立した生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者なんでも相談室による相談支援 ・介護保険のサービス事業者を含む関係機関との連携強化
○介護予防と社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業と介護予防の一体的実施 ・介護予防教室講師派遣 ・高齢者ふれあいの家の推進* ・高齢者等移動支援バス、敬老バス ・難聴高齢者補聴器購入費用の助成
○在宅生活支援のための福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス (在宅サービス、介護予防サービス、総合事業、福祉用具貸与等) ・医療介護連携による在宅療養者支援 ・高齢者福祉サービス (外出支援、寝具乾燥、訪問理美容、給食サービス) ・緊急通報装置、救急情報セット、救助笛の給付 ・地域支え合い活動、個別避難計画の推進
○認知症の人が安心して暮らし続けることができる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症相談窓口の充実 ・認知症サポーターの養成 ・行方不明時に備えたSOSネットワーク構築 ・認知症初期集中支援チームの設置
○高齢者の権利擁護に係る施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の防止 ・成年後見制度の普及啓発 ・人生会議*の推進
○高齢者が安心して居住できる場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設サービス ・介護付き有料老人ホーム等の整備 ・住宅改修（介護保険）、住宅改造費助成 ・高齢者住み替え支援

※ 本文中の*印が付いている用語については、「用語集」に説明があります。

障害者への支援

方向性	主なサービス・事業例
○ノーマライゼーション*意識の向上のための啓発、広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する理解の啓発 ・障害を理由とする差別解消の推進 ・権利擁護の推進 (虐待防止、成年後見制度の普及啓発)
○障害者の自立した生活及び意思決定の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所による相談支援の充実 ・意思疎通支援(手話通訳・要約筆記) ・グループホーム等の充実 ・自立支援給付 (訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、補装具給付) <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業 (移動支援、日常生活用具給付、訪問入浴) <ul style="list-style-type: none"> ・各種助成事業 (障害者支援施設等交通費、重度障害者医療費、特定疾病者医療費、精神障害者入院医療費、在宅障害者一時介護料、福祉タクシー券、自動車燃料券、住宅改造費) <ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い活動、個別避難計画の推進
○社会活動に参加できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援センター ・障害者福祉センター ・優先調達の推進 ・地域生活支援事業 (地域活動支援センターⅠ型～Ⅲ型)
○発達に心配のある乳幼児及び障害児への発達支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援事業 ・児童発達支援センター (つばさ学園・児童デイつばさ、こども発達相談、障害児相談支援(計画相談)、幼児ことばの相談室)

※ 本文中の*印が付いている用語については、「用語集」に説明があります。

こども・子育て世代への支援

方向性	主なサービス・事業例
○こどもを安心して産み育てるための支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターの設置 ・妊娠期から子育て期にかけての切れ目のないサポート体制の構築 ・地域全体で子育てをサポートする体制の充実 ・児童センターの機能の充実 ・SNSなどを活用した子育てに関する各種情報や講座・教室の案内
○乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実と多様化 (延長保育、一時保育、病児・病後児保育、学童クラブ)
○生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化、こどもの発達・成長に応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実 ・児童相談所や学校、警察、医療機関などとの連携強化と迅速・適切な対応 ・こどもの貧困に対するきめ細やかな対応 ・発達障害が疑われるこどもの早期発見・早期支援 ・児童虐待防止対策の充実 ・ひとり親家庭への支援の充実 ・地域支え合い活動、個別避難計画の推進(障害・医療的ケア)
○こどもや保護者の健康確保	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもや保護者の健康の確保 (妊婦健康診査、ハローベビー、新生児聴覚スクリーニング検査、新生児訪問、産後ケア事業、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査、離乳食教室、むし歯予防教室、母子健康相談、養育支援訪問、予防接種)

生活困窮者への支援

方向性	主なサービス・事業例
○生活保護に至る前の「第2のセーフティネット」として、生活困窮者の自立を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金支給事業 ・被保護者家計改善支援事業 ・就労準備支援事業 ・家計改善支援事業
○第1のセーフティネットとして、生活保護法等に基づく各種扶助とともに、就労支援や健康管理支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法等に基づく扶助事業 ・被保護者健康管理支援事業

3-2-(3) 権利擁護の推進

現状・課題

今後、障害や認知症により判断能力が不十分な人の増加が見込まれることから、権利擁護支援の取組みの強化が必要となっています。また、高齢者、障害者、こどもに対する虐待、配偶者などによる暴力（DV）等の重大な権利侵害への対応も進めていく必要があります。

虐待、認知症などによる複合的な生活課題や支援ニーズを抱える方に対しては、早期の発見と支援によりできる限り自立した生活の実現につなげることが必要です。地域の多様なネットワーク機能を活かして、生活課題の発見に努め、対応していくことが求められています。

方向性

福祉サービスが契約に基づいて提供される現在、障害や認知症により判断能力が十分でない方への意思決定支援は必要不可欠です。こうした方々が地域において安心して自立した生活を送るため、判断能力の程度や生活の状況に応じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業*の適切な利用が図られるよう、一次相談窓口である高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）や障害者相談支援事業委託事業所において、利用者への相談支援機能を強化します。

また、民法の改正に伴い、成年後見制度が見直され、これまで以上に意思決定支援が重要視されたことから、二次相談窓口である成年後見推進センターが、一次相談窓口に対する相談支援機能を強化するとともに、意思決定支援の更なる促進を図っていきます。

虐待の防止にあたっては、被虐待児・者が自らSOSを発信できない、あるいは発信が難しい状況にあることから、全ての人々が虐待防止の意識をもち、虐待の兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要です。

認知症・虐待いずれにおいても、早期の対応・支援が可能となるよう、相談支援体制や関係機関同士のネットワークの強化、地域の見守り体制の充実を図り、本人の権利を守るために迅速な対応に努めます。

※ 本文中の*印が付いている用語については、「用語集」に説明があります。

今後の取組み

<p>市民の 取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での新たなサービス基盤整備についてご理解ください。 ○ 地域の福祉拠点や福祉施設について調べ、積極的に活用しましょう。
<p>地域等の 取組み</p>	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉拠点や福祉施設の周知・情報提供にご協力をお願いします。 ○ 地域ぐるみの福祉実現に向け、福祉施設等との交流の機会を設ける等の取組みをお願いします。 <p>(団体・事業者など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉拠点との連携や情報共有にご協力をお願いします。 ○ 福祉施設や事業所は、市民が理解を深め、必要なときに利用しやすくなるよう、地域への積極的な参加と交流をお願いします。
<p>市の 取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口動態やニーズを考慮しつつ、各制度の計画等に基づいてサービス基盤の整備を進めていきます。 ○ 福祉拠点や福祉施設の情報発信を積極的に行います。 ○ 各相談支援窓口の周知を積極的に行います。 ○ 高齢者ふれあいの家をはじめとした、住民主体の通いの場設置を支援し、地域交流の拠点づくりを進めます。 ○ 各福祉拠点と福祉団体相互の連携を推進し、地域の福祉ネットワークの強化を図ります。

3-3-(3) 地域の移動手段の確保

現状・課題

自家用車を利用することが難しい高齢者や障害者にとっては、外出、買い物、通院など生活の様々な部分で、公共交通など地域での移動手段を利用することになります。様々な人が住み慣れた地域で生活を続けていくために、鉄道、民間路線バス、流山ぐりーんバス、タクシー等を効率的に組み合わせて、地域の移動手段を確保していくことが求められています。また、公共交通機関のみでは不十分と考えられる要介護・要支援者や障害者の方等については、民間事業者による送迎バスや福祉事業者による福祉有償運送の活用を図っていくことが求められています。

一方で、各事業者において、物価の上昇やドライバーの高齢化などから事業継続や担い手不足が課題となっている状況もあり、地域の移動手段が持続的に確保できるよう支援していくことが必要です。

方向性

地域の移動手段については、需給バランスやコストなどを勘案し、市の交通局と福祉部局が連携して、持続可能な地域公共交通網の形成を目指します。

公共交通機関を補うサービスとして、市内医療機関のご協力により、高齢者が病院の送迎バスの空席に無料で乗車できる高齢者等市内移動支援バス事業を実施しています。また、要介護・要支援者や障害者の方等に対して、地域で活動しているNPO、福祉事業者が福祉有償運送や外出支援サービスを提供するほか、重度障害者の外出機会確保のため、福祉タクシー利用券を交付します。こうした移動手段等が持続的に確保できるように、事業継続や担い手（ドライバー）確保の支援等に取り組んでいきます。

3-3-(4) 避難行動要支援者の対応

現状・課題

近年、大規模な災害が全国各地で発生しており、首都直下型地震など大規模地震のみならず、風水害、雪害など様々な災害への備えが必要となっています。高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦等の配慮を要する方のうち、災害時に特に支援が必要となる避難行動要支援者について、平常時から地域で情報が共有され、災害時の避難支援・安否確認といった初期支援が地域での共助を中心に行われる仕組みづくりを進めていく必要があります。

方向性

災害時に地域での支援体制が十分に機能するためには、平常時からお互いに顔の見える関係をつくり、地域の支え合い・見守りを活性化することが重要です。自治会を中心に展開されている地域支え合い活動《2-2-(2)》では、避難行動要支援者の情報について支え合い活動対象者名簿として提供し、地域の関係機関（自治会等、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、流山市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、流山警察署、流山市消防本部・消防署・消防団、障害者相談支援事業委託事業所）と情報を共有することで、災害時の初期支援の備えを兼ねた平常時からの見守り活動を推進しています。

あわせて、災害時に特に支援が必要な方について、特に支援や配慮を必要とする身体状況や生活状況を記載する個別避難計画の作成を推進し、地域の関係機関（同上）と共有しています。

また、災害発生時に備えて、地域防災計画や避難所運営マニュアルにおいても、避難行動要支援者に対する適切な配慮がされるように取組みを進めていきます。

個別避難計画の主な作成対象者
① 要介護認定3・4・5の方
② 身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊤・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級の方
③ その他自力での判断や避難が困難な方

今後の取組み

<p>市民の 取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から、隣近所や自治会での交流を図り、初期支援がスムーズに行われる環境づくりに努めましょう。 ○ 予め避難所や避難経路、災害時の連絡方法や備蓄品等を家族で確認しておきましょう。 ○ 地域の防災訓練に積極的に参加してみましょう。 (高齢の方・障害者手帳等をお持ちの方) ○ 地域支え合い活動への登録や個別避難計画の作成を通じて、災害に対する備えを高めておきましょう。
<p>地域等の 取組み</p>	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における各種行事や交流を通じて要支援者を把握したうえで、普段からの見守りや声かけに努めてください。 (自治会・民生委員・児童委員など) ○ 自主防災組織の結成・活性化、防災訓練の実施等により、住民の防災意識啓発をお願いします。 ○ 日々の活動や地域支え合い活動等を通じ、避難行動要支援者を予め把握していただくようお願いします。
<p>市の 取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練の実施や地域住民による防災訓練の支援を通じて、市民の防災意識の向上を図ります。 ○ 防災行政無線、流山市LINE公式アカウント等、適切で迅速な情報伝達手段の整備に努めます。 ○ 自治会との協定締結に伴う避難行動要支援者名簿の提供・更新を通じ、流山市地域支え合い活動を推進します。 ○ 地域防災計画、避難所運営マニュアル、避難行動要支援者避難支援計画、地域BCP（業務継続計画）に基づいた災害対応の取組みを推進します。 ○ 避難行動要支援者の支援に必要な情報や、災害時の安否確認について、集約や管理のデジタル化を推進します。

3-4-(1) 生きづらさ包括支援事業実施計画

1 重層的支援体制整備事業について

(1) 事業の背景

日本の福祉制度は、高齢、障害、こども、生活困窮といった分野ごとにセーフティネットを充実させてきましたが、近年、ヤングケアラー、ひきこもり、8050問題など、複数の分野にまたがる課題、制度の狭間に陥る課題など、従来の分野ごとの支援制度では対応しきれないケースが多く出てきました。市町村がこれらに対応できる包括的な支援体制を構築する方法として、令和3年に重層的支援体制整備事業が創設されました。

これらの課題は、「社会的孤立」を背景として様々な形で現れている、という見方ができます。ほとんど誰もが他者との関わりを得て生活していますが、「社会的孤立」は、人が生活するために必要な他者とのつながりが薄れている、又は絶たれている状態と考えられます。そのため、人が自分らしく安心して生活し続けるためには、その人に合った形で「社会的孤立」を解消する支援が必要となります。

本市でも、各支援機関の中で、複雑化・複合化した又は制度の狭間にある、「社会的孤立」を背景とした課題を抱えるケースがあり、複数の支援機関が関係性を構築し、情報を共有する場を設け、適切な役割分担を行う等、機能や連携を強化していく必要性が見られたことから、庁内プロジェクトチーム、流山市生きづらさ包括支援の在り方懇談会、福祉施策審議会等、地域住民を含む庁内外の幅広い関係機関等による検討を経て、「流山市生きづらさ包括支援事業」として本事業を開始し、包括的な支援体制の整備を進めることとしました。

(2) 事業の現状と課題

令和6年度から本事業を開始し、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるケースに対して、関係機関が連携した支援を積み重ねてきました。試行錯誤を重ねる中で、支援の実践が積み重なり、取組みの前進が見られています。これらを踏まえ、本市の事業の現状と課題について、以下のとおり整理します。

- ①虐待、ひきこもり、8050問題に加えて、生活困窮や障害（疑い含む）を抱えるなど、社会的孤立を背景として、個別課題が単一の分野に収まらないケースが増加しています。相談内容についても、従来の「高齢」、「障害」、「こども」といった各分野のみで対応

することが難しくなっています。また、ライフステージごとに抱える福祉的課題が変化することから、切れ目のない継続的な支援体制の構築が求められています。

②支援者においては、自身の担当分野を超えた複合的なケースの対応に対して困難さを感じる場合があります。また、個々の支援者には経験の差もあります。地域資源の把握と活用、関係機関との連携や支援関係者の知識・技術の一層の底上げが課題です。さらに、分野横断的な連携が進んでいる一方で、共通のアセスメント方法や個人情報に配慮した情報共有の円滑化が課題です。

③福祉的ニーズを抱えているにもかかわらず、自ら支援を求めない、あるいは自身の状況を解決できるという認識を持ってないケースや、支援を求めているも相談先が分からないケースが多く見られます。その背景として、社会的孤立のため、支援につながらないことが課題となっています。

(3) 事業の方向性

事業の現状と課題を踏まえ、以下の観点から取組みを推進します。

①知る機会の充実（本人・家族・地域住民対象）

相談先や支援制度に関する情報や、疾患等への対応方法に触れる機会の充実を図るため、研修会や講演会と併せ、相談会を実施します。これにより、周囲からの早期の気づきと本人や家族の社会的孤立の解消を図ります。

②つなげる機会の創出（本人・家族対象）

社会的孤立状態にある人やその家族に対し、アウトリーチを含めた積極的な関わりを行うとともに、交流の場の充実を図り、継続的なつながりの形成を支援します。

③伴走型支援の充実（本人・家族対象）

複雑化・複合化した課題を抱えるケースに対し、支援機関の連携により、生活の安定や社会参加に向けて、本人に寄り添った継続的な支援を実施します。

④支える力・チーム力の向上（支援者対象）

多機関協働による支援の質の向上を図るため、支援者向け研修や事例検討等を通じて、共通のアセスメント方法を取り入れ、アセスメント力や連携力を高め、個々の支援者の知識・技術の向上はもとよりチームとして支える体制の強化を図ります。

⑤地域づくりの支援（地域住民対象）

既存の福祉施策の連携強化や地域資源の有効活用を図るとともに、地域住民自らが相互の関係づくりに取り組むことで、社会的孤立を解消し、地域共生社会を目指します。市においても、事業間の連携を強化し、地域づくりを支援します。

（4）事業の体系

重層的支援体制整備事業は、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つを柱としています。これらの機能が重なり合うことで、全体として一つのセーフティネットを広げていこうとする試みが重層的支援体制整備事業です。

I 属性を問わない相談支援

属性を問わない相談支援は、「包括的相談支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」を通じて、高齢、障害、こども、生活困窮などの各支援機関が対象者の属性に関わらず、相談を包括的に受け止め、支援する機能です。

包括的相談支援事業では、様々な困りごとを抱えた市民が既存の相談支援機関に相談したとき、いったんはどんな相談でも受け止め、地域の支援機関等で対応できる場合は適切につながります。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業では、相談支援にあたって自ら相談に来られない人などに対し、相談員が訪問するなどして地域へ出向き、支援ニーズの吸い上げを行います。また、すぐに支援につながらなくても、伴走型支援を行って信頼関係の構築を図り、課題解決の方法を一緒に考えます。

本市が実施したアンケートにおいて、「再犯防止に向けて、あなたは、どのようなことに協力できると思うか」を尋ねたところ、複数回答の結果「更生しようとしている人を偏見なく受け入れること」が34.4%と最も多く、次いで、「SNSなどでの誹謗中傷や差別的な発言をしないように注意すること」が32.7%といった回答が寄せられました。

一方で、「特に協力できることは思い付かない」という回答も30.5%と多数に上りました。この結果は、市民の多くが「心の受容」や「差別の防止」といった社会風土づくりには協力的な姿勢を持ちつつも、具体的に何をすればよいか、自分に何ができるかという点については、依然として高いハードルや戸惑いを感じている状況を示唆しています。したがって、本市における最大の課題は、こうした市民の温かい意識を、具体的な「更生保護活動（保護司等の活動）への理解と協力」へと繋げていくことにあります。

5. 施策の方向性

国の機関である保護観察所が中心となって、過ちを犯した人々が、再び社会の一員として歩みだすため、定期的な面接・住居確保・就労先の調整などの支援を通じて、更生及び再犯防止につなげています。

犯罪の責任を自覚し、立直りに向けて自ら努力することは大切ですが、なかには、個々の生きづらさ等により、自分の力だけで社会復帰し、自立した生活を送ることが困難な人もいます。

市は、出所者としてではなく、一人の市民として、その人のニーズに合うよう包括的な相談支援や各種福祉サービスの連携に努め、出所後の生活基盤を安定させて、再犯リスクの軽減を目指します。

再犯防止の取組みを深化させるためには、地域社会が更生を志す者を正しく理解し、過度な排除をしない寛容な風土を醸成することが不可欠です。

また、「経済的自立」に向けた就労のきっかけ作りや、地域の中での「居場所の確保」に関する相談を担う保護司等で構成されるボランティア団体と連携し、対象者が地域から孤立することのない社会環境の整備を目指します。

6. 具体的施策

- 「経済的自立」「居場所の確保」のため、犯罪の背景にある蓄積された個々の生きづらさに応じた各種福祉サービスを提供することで、再犯防止の一助とします。
- 経済的な困窮や社会的な孤立により、自立が困難となった方に対して、一人ひとりの状況に合わせた「寄り添い型の支援」を継続して実施していきます。支援関係者が連携し、本人と共に課題を整理して、自立に向けた方向性を見出していきます。
- 柏地区保護司会流山支部をはじめとする関係団体との緊密な連携のもと、「社会を明るくする運動」をはじめとした再犯防止や更生保護への理解を深めるための広報・啓発活動を幅広く展開します。
- 「保護司法」、「更生保護法」に基づき、保護司の活動場所の提供などの支援を継続するとともに、更生保護女性会等の関係団体に対しても、活動場所の提供などの支援を行います。